

仮訳

1979 年食品法に基づき制定する

保健省告示

2025 年(第 461 号)

件名 食品製造に使用する抽出溶媒

食品製造に使用する抽出溶媒(Extraction solvent)に対する管理措置を定め、消費者の安全を確保することが適切のため、1979 年食品法第 5 条第 1 段落、第 6 条(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)及び(10)項の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第 1 条 2002 年 7 月 9 日付の保健省告示 2002 年(第 259 号)、件名「一部食品の製造助剤(Processing aid)としてのメチルアルコールの使用」を廃止する。

第 2 条 本告示は、保健省告示に基づき品質または基準に関する規定がある下記の食品に適用しないとする。

- (1) 抽出溶媒として使用される水
- (2) 抽出溶媒として使用される油脂
- (3) 食品添加物の製造に用いられる抽出溶媒

第 3 条 本告示において、

「抽出溶媒」とは、食品製造の過程又は食品成分の抽出工程において、溶媒として使用され、その後除去される製造助剤である食品添加物を意味する。

「製造助剤」とは、食品の成分として摂取されることを目的とせず、食品原料若しくは食品成分の製造工程において品質調整若しくは加工技術により使用される物質又は物体をいう。ただし、その物質またはその派生物が製品に意図せず不可避免的に残留する場合がある。

第 4 条 食品製造に使用される抽出溶媒は、特定管理食品とする。

第 5 条 抽出溶媒は、次のいずれかの条件に準拠する品質または基準を満たさなければならない。

- (1) Combined Compendium of Food Additive Specifications, FAO JECFA Monographs 最新版に定められたもの
- (2) 食品添加物に関する保健省告示の条件に従い、食品・医薬品委員会事務局から承認を受けたもの

第 6 条 2 種類以上を混合した抽出溶媒または健康に無害である若しくは危害を及ぼさない他の物質と混合したものを、抽出の技術的目的で使用する場合は、次の品質または基準を満たさなければならない。

- (1) 混合に用いる抽出溶媒は、第 5 条の品質または基準を満たさなければならない。
- (2) 抽出溶媒以外の食品添加物は、食品添加物の名称および製造技術の役割に従い、食品添加物に関する保健省告示に基づき使用するものとする。
- (3) 使用する水は、密封容器入り飲用水に関する保健省告示に基づく品質または基準を満たさなければならない。
- (4) 使用する油脂は、油脂に関する保健省告示に基づく品質または基準を満たさなければならない。
- (5) ヒ素は、1 キログラムあたり 3 ミリグラム以下とする。
- (6) 鉛は、1 キログラムあたり 10 ミリグラム以下とする。

第 7 条 抽出溶媒の使用は、本告示の付表に定める化学物質名、食品の種類、使用が許可される最大使用量、食品の種類ごとに定められた最大残留量および特定条件に準拠しなければならない。

付表に定められた条件と異なる方法で抽出溶媒を使用する場合は、次のいずれかの条件に応じて承認を得なければならない。

- (1) 抽出溶媒の場合、食品・医薬品委員会事務局から承認を得なければならない。この場合に、食品添加物に関する保健省告示に基づき食品に関する証拠及び資料を提出するものとする。または、
- (2) 新規食品の場合、安全性評価を経て、食品・医薬品委員会事務局の承認を得なければならない。または、
- (3) 抽出溶媒を使用する食品については、食品・医薬品委員会事務局が認可している条件に準拠するものとする。

第 8 条 抽出溶媒のラベル表示は、食品添加物に関する保健省告示に準拠するものとする。

抽出溶媒を使用した食品のラベル表示は、密封容器入り食品のラベル表示に関する保健省告示に準拠するものとする。

第 9 条 抽出溶媒を入れる容器の使用については、食品用容器に関する保健省告示に準拠するものとする。

第 10 条 販売目的の抽出溶媒製造者または輸入者は、食品の製造方法、製造に使用する器具および食品の保存に関する保健省告示に準拠しなければならない。

第 11 条 本告示の施行日前にすでに許可を受けている抽出溶媒の製造者または輸入者は、引き続き販売することができる。ただし、本告示施行日から 1 年を超えてはならない。

第 1 段落に基づく抽出溶媒の製造者または輸入者は、本告示施行日から 1 年以内に、本告示に準拠するようにしなければならない。

第 12 条 本告示の施行日前に、抽出溶媒を使用することが許可されている食品の製造者または輸入者は、引き続き販売することができる。ただし、本告示施行日から 2 年を超えてはならない。

第 1 段落に基づく食品の製造者または輸入者は、本告示施行日から 2 年以内に、本告示に準拠するようにしなければならない。

第 13 条 本告示は、官報掲載日の翌日から施行する。

2025 年 7 月 30 日付告示

(ソムサック・テープスティン)

保健大臣

1979 年食品法に基づき制定する保健省告示 2025 年(第 461 号)

件名「食品製造に使用する抽出溶媒」

No.	化学物質	食品の種類	許容限量 (mg/kg)	指定食品の種類に応じた 最大残留量 (mg/kg)	特定条件
1	アセトン (Acetone) (INS CAS 67-64-1)	油および油を含む食品成分 (food oils)	適正量*	0.1	オリーブオイルの抽出に は使用してはならない。
		香料	適正量*	30	
2	ブタン (Butane 又は n-butane) (INS 943a)	食品全種***	適正量*	0.1	
		香料	適正量*	1	
3	ブタノール (butanol 又は n-butanol 又 は butan-1-ol 又は butyl alcohol) (INS - ; CAS 76-36-3)	食品全種***	適正量*	10	
4	二酸化炭素 (Carbon dioxide) (INS 290; CAS 124-38-9)	食品全種***	適正量*	適切な残留量**	

No.	化学物質	食品の種類	許容限量 (mg/kg)、	指定食品の種類に応じた 最大残留量 (mg/kg)	特定条件
5	シクロヘキサン (Cyclohexane) (INS-; CAS 110-82-7)	香料	適正量*	1	
6	ジクロロメタン (Dichloromethane) (INS-; CAS 75-09-2)	カフェインレスのコーヒー又は茶	適正量*	2	
		香料	適正量*	0.02	
7	ジエチルエーテル (Diethyl ether) (INS-; CAS 60-29-7)	香料	適正量*	2	
8	エタノール (Ethanol) (INS - ; CAS64-17-5)	食品全種***	適正量*	適切な残留量** 飲料は 5,000 以下	
9	酢酸エチル (ethyl acetate) (INS - ; CAS141-78-6)	食品全種***	適正量*	適切な残留量**	

No.	化学物質	食品の種類	許容限量 (mg/kg)	指定食品の種類に応じた 最大残留量 (mg/kg)	特定条件
10	エチルメチルケトン (Ethyl methyl ketone) (INS-; CAS 78-93-3))	カフェインのコーヒー又は茶	適正量*	2	ヘキサンと共に使用してはならない。 (Hexane)
		香料	適正量*	2	
11	ヘキサン (Hexanes) (INS-; CAS -)	脂肪分を取り除いたタンパク質製品および脂肪分を取り除いた小麦粉	適正量*	10 脂肪分を取り除いたタンパク質および脂肪分を取り除いた小麦粉を含む食品	エチルメチルケトン (ethyl methyl ketone) と共に使用してはならない。
			適正量*	30 消費者に直接販売される脂肪分を取り除いた大豆製品	
		脂肪分を取り除いた穀物	適正量*	5 脂肪分を取り除いた穀物	
		その他の食品***	適正量*	1	
12	イソプロピルアルコール (propan-2-ol 又は isopropyl alcohol) (INS - ; CAS 67-63-0)	食品全種***	適正量*	10	

No.	化学物質	食品の種類	許容限量 (mg/kg)	指定食品の種類に応じた 最大残留量 (mg/kg)	特定条件
13	プロパン (Propane 又は n-propane) (INS 944)	食品全種***	適正量*	1	
14	トルエン (Toluene) (INS-; CAS 108-88-3)	香料	適正量*	1	

備考

*「適正量」とは、食品の適正製造規範 (Good Manufacturing Practice, GMP) に従い、食品製造において求められる技術的効果を得るために必要な最小限の抽出溶媒の使用量を意味する。

**「適正残留量」とは、食品の適正製造規範 (Good Manufacturing Practice, GMP) に基づく、適正量の抽出溶媒を使用した場合における最大残留量を意味する。

***「その他の食品／食品全種」とは、抽出溶媒を使用するあらゆる種類の食品を含み意味する。

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 9 月 9 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/82205.pdf>